

知財法務の勘所Q&A（第14回）

フィンテックと特許について



アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁理士・博士（工学） 市川 祐輔

Q1 フィンテックとは何ですか？フィンテックに関する特許出願はどのような状況でしょうか？

A1 フィンテックは、Finance（金融）とTechnology（技術）を組み合わせた造語とされ¹、ここ数年、様々な媒体で取り上げられ議論されています²。ビジネス業種によっては、まだ影響を感じないこともあると思われそうですが、日常生活では浸透しつつあります。例えば、ペイパル社による金銭の支払い技術はフィンテックといえます。そして、本サービスに関連する特許を調査してみると、ペイパル社は特許第5116920号等³複数の特許ポートフォリオを構築しているようです。本稿では、フィンテックに関し、特許的な視点で論じてみたいと思います。

まず、フィンテックについて日本の特許出願登録動向を調べてみると、以下の表となりました⁴。5年前における同一条件の調査結果と比較をすると、フィンテックに関する関心の高まりがデータ上も表れているようです。

1 「日本経済2016-2017」第2章 新たな産業変化への対応 第1節 第4次産業革命のインパクト（内閣府のホームページ）（http://www5.cao.go.jp/keizai3/2016/0117nk/n16_2_1.html）

2 例えば、柏木良二「フィンテック」（日本経済新聞出版社）、ビットバンク株式会社&『ブロックチェーンの衝撃』編集委員会（著）馬淵邦美（監修）「ブロックチェーンの衝撃」（日経BP社）など。

3 分割出願により、特許第5295179号、特許第5537405号、特許第6297851号と特許ポートフォリオを構築しているようです。なお、当該サービスの技術的な詳細は不明であるため、これらの特許の権利範囲内であるかどうかは不明です。

4 検索対象となる特許出願を、多田幸司氏による金融関連発明の分類（特技懇286号52頁）に基づき、G06F17/60 200-228、G06F17/60 234,234@A,C,E,G,H,K,M,N,Q,Z、G06F17/60 236,236@E,G,Z、G06F17/60 238-250、G06F17/60 426、G06Q40/ を対象として、株式会社日立システムズのSRPARTNER（登録商標）を用いて検索しました。